

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年5月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオンタウン糸魚川
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番地1外
設置者 イオンタウン株式会社ほか2者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 - ・マックスバリュ北陸株式会社
(変更前) 代表取締役社長 中川 伊正
(変更後) 代表取締役 師井 昭造
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・マックスバリュ北陸株式会社
(変更前) 石川県金沢市高柳町13字1番地1
(変更後) 石川県金沢市鞍月4丁目133番地
- 3 変更年月日
 - ・2(1)に関する事項
平成25年3月5日
 - ・2(2)に関する事項
平成25年5月13日
- 4 変更の理由
小売業者の代表者及び住所が変更となったため。
- 5 届出年月日
平成25年5月20日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成25年5月28日から平成25年9月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp